

様式第2号(第3条関係)

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部こども家庭支援課
委 託 業 務 番 号	令和6年度 長こ家第17号
委 託 業 務 名 称	長浜市支援対象児童等見守り強化事業委託(居場所型)
委 託 業 務 場 所	長浜市内
業 務 の 概 要	支援が必要な児童又は養育に心配がありながら自ら支援を求めていることが困難な状況にある家庭等の児童に対し、居場所の提供を行い、食事の提供、生活習慣の習得、学習習慣の定着等の支援事業を実施し、見守り体制の強化並びに虐待の早期発見及び防止を図る。
履 行 期 間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
契 約 年 月 日	令和6年4月1日
契 約 額 (税 込)	支援対象児童等見守り強化事業委託委託料 @74,800円(1回)
契 約 の 相 手 方	[所 在 地 又 は 住 所] 長浜市湖北町速水2745番地 [商 号 又 は 名 称] 社会福祉法人長浜市社会福祉協議会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	支援対象児童等見守り強化事業(居場所型)の実施について、事業の実施に必要な設備・人員を確保でき、適切に事業を行うことができる「社会福祉法人長浜市社会福祉協議会」を随意契約の相手方として選定した。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定 (1) 賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。